○国土交通省告示第千二百十三号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十一条第二項及び第六十一の二第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年十月二十八日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第十七号中「、小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）」を「小型自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。)」に、「二輪車モード排出ガス」を「二輪車排出ガス」に、「二輪車モード法」を「WMTCモード法」に、「2.0」を「2.62」に、「0.30」を「0.27」に、「0.15」を「0.21」に改め、同項第十八号中「二輪車モード排出ガス」を「二輪車排出ガス」に、「二輪車モード法」を「WMTCモード法」に、「2.7」を「3.48」に、「0.40」を「0.36」に、「0.20」を「0.28」に改め、同項第十九号中「二輪車モード排出ガス」を「二輪車排出ガス」に改める。

第百十九条第一項第九号中「二輪車モード排出ガス」を「二輪車排出ガス」に、「二輪車モード法」を「WMTCモード法」に、「2.7」を「3.48」に、「0.40」を「0.36」に、「0.20」を「0.28」に改める。

第二百四十三条第一項第一号中「ガソリンを燃料とする原動機付自転車」の下に「(次号の原動機付自転車を除く。)」を加え、「二輪車モード排出ガス」を「二輪車排出ガス」に、「二輪車モード法」を「WMTCモード法」に、「2.0」を「2.2」に、「0.50」を「0.45」に、「0.15」を「0.16」に改め、同項第二号中「二輪車モード排出ガス」を「二輪車排出ガス」に、「原動機を無負荷運転」を「アイドリング運転」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

2　総排気量が0.050リットル以下で最高速度が50km／h以下のガソリンを燃料とする原動機付自転車は、型式認定検査の際、別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）により算出した値の当該原動機付自転車及び当該原動機付自転車と同一の型式の原動機付自転車であって既に型式認定検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については2.0、炭化水素については0.50、窒素酸化物については0.15を超えないものであること。

別添四十四を次のように改める。

別添44　二輪車排出ガスの測定方法

I　二輪車モード法

1.　適用範囲

この技術基準は、ガソリンを燃料とする総排気量0.050ℓ以下であって、最高速度が50km/h以下の車両（以下「原付自転車」という。）を二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素（以下「CO」という。）、炭化水素（以下「HC」という。）、窒素酸化物（以下「NOx」という。）及び二酸化炭素（以下「CO_2」という。）の排出量の測定について適用する。

2.　試験原付自転車

試験原付自転車は、次に掲げる要件に適合すること。

2.1.　自動車点検基準等に基づき点検・整備されていること。

2.2.　重量は、保安基準第1条第1項第6号に定める空車状態の原付自転車に1人の人員が乗車し、又は1人の人員が乗車した重量に相当する物品が積載された重量（以下「試験原付自転車重量」という。）であること。この場合における人員1人の重量は、55kg又は75kgとする。

2.3.　タイヤの空気圧は、試験原付自転車が走行前（冷間）に水平面で静止している状態で測定した場合に、諸元表に記載された値であること。ただし、シャシダイナモメータに設置する際、シャシダイナモメータのローラ直径が500㎜未満の場合には、試験原付自転車が舗装された平坦路面（以下「平坦舗装路」という。）を走行している時の状態に近似するようにタイヤの空気圧を諸元表記載値の1.5倍を限度として調整することができる。

3.　燃料

試験原付自転車に使用する燃料の標準規格は、別紙1のとおりとする。

4.　測定装置の調整等

4.1.　測定装置の精度・校正等

測定装置は、4.1.1.に規定する精度を有し、かつ、当該測定装置の製作者が定める取扱要領に基づいて点検・整備され、必要に応じて検定・校正されたものであること。

4.1.1.　測定装置の精度

測定装置の精度は、次によるものとする。

⑴　温度計の精度は、±1K（±1℃）以内であること。

⑵　気圧計の精度は、±0.1kPa以内であること。

⑶　風速計の精度は、±1m／s以内であること。

⑷　速度計の精度は、±0.5km／h以内であること。

⑸　惰行時間の測定装置の精度は、±0.1秒以内であること。

⑹　分析計は別紙2に規定する精度を有すること。

⑺　定容量採取装置（以下「CVS装置」という。）の精度は、測定流量の±2％以内であること。

4.1.2.　校正ガス、燃料ガス及びオゾン発生源ガス

分析計の校正に用いる校正ガス、測定に用いる燃料ガス及びオゾン発生源ガスは、別紙3に規定するものであること。

4.2　等価慣性重量の設定

シャシダイナモメータに設定する等価慣性重量は、表1の左欄に掲げる試験原付自転車の重量範囲に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる等価慣性重量の標準値（IW）であること。

ただし、同表中欄の等価慣性重量の標準値が設定できないときは、当該標準値の1つ上位の範囲内で等価慣性重量を設定することができる。

表1

試験原付自転車重量(kg)	等価慣性重量の標準値 IW(kg)	50km／h定速走行時の吸収動力 P_{50}(kW)
～≦ 85	80	0.85
85＜～≦ 95	90	0.86
95＜～≦105	100	0.88
105＜～≦115	110	0.90
115＜～≦125	120	0.91
125＜～≦135	130	0.93
135＜～≦145	140	0.94
145＜～≦165	150	0.96
165＜～≦185	170	0.99
185＜～≦205	190	1.02
205＜～≦225	210	1.05
225＜～≦245	230	1.09